

広報委員会規定

第1章 総則

第1条 加茂市スポーツ協会規約（以下「規約」という）第15条に基づき、広報委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第2章 目的及び事業

第2条 この委員会は、規約第4条の事業に必要な広報活動を計画することを目的とする。

第3条 この委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 規約第4条の事業に必要な広報活動の計画
- (2) 上記の広報活動の円滑な運営並びに推進
- (3) その他、この委員会の目的を達成するために必要な広報事業

第3章 組織

第4条 この委員会は、次の委員を以って組織する。

- (1) 加茂市スポーツ協会の会長及び副会長
- (2) 加茂市スポーツ協会の常任理事より若干名
- (3) 加茂市スポーツ協会の常任理事会で選出された理事より若干名
- (4) 事務局長

第4章 役員

第5条 この委員会に、次の役員を置く。委員長 1名 副委員長 1名

第6条 委員長は、加茂市スポーツ協会会長の指名する委員を以って、これに充てる。

2、委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

第7条 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

2、副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代行する。

第8条 役員任期は、2ケ年とする。但し、再任は妨げない。

2、委員の任期途中で引き継いだ時は、その前委員の残任期間とする。

第5章 会議

第9条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

第10条 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開会することができない。

2、委員会の議決は、出席委員の過半数で決め、可否同数の時は、議長が採決に加わる。

第6章 附則

第11条 この規定は、平成12年4月21日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

平成30年5月26日 改正（一部） 7月20日から施行する。